令和8年11月

災害時等における砺波市内保育施設の臨時休園ガイドライン

1 目的

市内の認可保育所及び認定こども園（以下、「保育所等」という。）において、風水害や大地震、大雪などの災害や感染症の流行等が発生し、平常時の保育を継続できない状態において、園児や保護者、保育従事者等の生命と安全を守るため、砺波市内保育所等の臨時休園等の判断及び対応についてガイドラインを定めるもの。

2 対象

砺波市内の認可保育所及び認定こども園

3 基本対応方針

保育所等は、保護者の就労等により保育を必要とする子どもを保育することを目的とする施設であり、災害時等（感染症の流行等を含む。以下同じ。）においても特に医療、防災等の社会基盤を維持する業務に従事する保護者の子どもについては保育の提供が求められる。

そのため、子どもの安全確保及び感染拡大の防止を最優先としたうえで、災害時等においても施設及び施設周辺の安全確認と子どもを受け入れるための職員体制の確保に努め、可能な限り保育を実施するものとする。

ただし、災害時等における対応は、保育所等の施設や立地条件、感染状況等によって異なることが想定されるため、本ガイドラインを踏まえたうえで、保育所等が決定する臨時休園等に関する自主的な判断を尊重するものとする。

4 基準と対応

(1)風水害時（台風・大雨等）

<table>
<tr><th>※ 避難情報</th><th>開園時間前</th><th>開園時間中</th></tr>
<tr><td>警戒レベル 5
（緊急安全確保）</td><td rowspan="2">臨時休園とする。
・保護者へ速やかに臨時休園の連絡をするものとする。
＜原則として前日の午後4時、又は当日の午前6時までに判断し、配信メール等で周知＞</td><td rowspan="2">臨時休園とし、直ちに園児の安全確保（垂直避難等）を図る。
・保護者へ連絡し、速やかなお迎えを要請する。
・状況に応じて避難所へ避難する。
・全園児の引き渡し完了後、臨時休園とする。</td></tr>
<tr><td>警戒レベル 4
（避難指示）</td></tr>
<tr><td>警戒レベル 3
（高齢者等避難）</td><td>原則として、開園する。
ただし、保育所等が浸水想定区域や土砂災害警戒区域に所在する場合や、警戒レベルの引き上げが予想される場合は、臨時休園とする。
※登園の自粛を要請することができる。</td><td>原則として、開園を継続する。
ただし、保育所等が浸水想定区域や土砂災害警戒区域に所在する場合や、警戒レベルの引き上げが予想される場合は、臨時休園とし、速やかにお迎えを要請する。
※状況により、保護者へお迎えを要請する</td></tr>
</table>

	※臨時休園や登園自粛を要請するときは、保護者へ連絡するものとする。	ことができる。

上記の基準に加え、園の立地条件、周辺の道路や河川の状況等を総合的に判断し対応を決定するものとする。なお、 一度、臨時休園を決定した後に警報等が解除された場合は、原則としてその日は終日休園とする。

※ 避難情報 警戒レベル3であっても、気象庁等から警戒レベル4に相当する防災気象情報(大雨危険警報、氾濫危険情報等)が発表された場合は、臨時休園やお迎えの要請の判断をすることがある。

【参考】避難情報 ⇒市が発令(対象地域を限定して発令する場合がある)

防災気象情報 ⇒気象庁及び富山県が発表(危険度の高まりを速報的に示す)

(2)地震時

震 度	開園時間前	開園時間中
震度5弱以上	**臨時休園**とする。 ・保護者へ速やかに臨時休園の旨配信メール等で連絡をする。 ・施設及び施設周辺の安全が確保された後に保育を再開する。	**臨時休園**とする。 ・状況に応じて避難所へ避難する。 ・保護者へ臨時休園の連絡をし、お迎えを要請する。 ・全園児の保護者への引渡し完了後、臨時休園とする。 ・施設及び施設周辺の安全が確保された後に保育を再開する。
震度4以下	原則として、**開園**する。 **※施設長が、施設の安全性が確保されていないと判断したときは臨時休園することができる。** ・臨時休園のときは、保護者へ連絡をする。	原則として、**開園**する。 **※施設長が、施設の安全性が確保されていないと判断したときは臨時休園することができる。** ・臨時休園を決定したときは、保護者へお迎え要請の連絡をし、全園児の保護者への引渡し完了後、臨時休園とする。

(3)大雪時

原則として、開園する。

ただし、砺波市内において大雪警報が発表された場合や、積雪・吹雪により園児や職員、施設の安全確保、通園路の確保が困難なときは、**登園自粛や臨時休園とすることができる。** 登園自粛や臨時休園の措置については、大雪警報の発表状況や積雪・吹雪の予報を踏まえ、原則として前日の午後4時、又は当日の午前6時までに判断し、保護者に配信メール等で周知する。

(4)感染症流行時

原則として、開園する。

ただし、園医等の見解を基に、早急に感染拡大防止対策を実施する必要がある場合や、感染症が職員に

広がることにより保育業務の継続が困難となる場合、**臨時休園や学級閉鎖**等の措置をとることができる。そのときは、保護者に配信メール等で周知する。

5 臨時休園等に伴う対応

(1)保護者及び職員へのガイドラインの周知

市は、文書やホームページ等で本ガイドラインを保護者へ周知を図る。

保育所等は、入園時の説明会や園のしおり等で事前の周知を図り、保護者の理解を得る。

保育所等は、緊急時の避難場所や避難経路、避難時の園児の引き渡し方法等を予め定め、保護者への周知及び職員間の情報共有するものとする。

(2)臨時休園を行うときの周知、掲示

保育所等は、臨時休園を行うときは、ホームページや配信メール等により、保護者に周知するものとする。

保育所等は、臨時休園するときは、施設入口に臨時休園する旨と緊急連絡先を示した貼り紙等を掲示する。

(3)臨時休園時の特別保育

医療体制や社会基盤の維持、災害対策・復旧(除雪作業等を含む)に関する業務に従事する保護者の園児に対して、園児、保護者、保育従事者の安全に留意した上で、安全に保育を実施することが可能であると判断される場合は、個別に相談に応じる。

なお、感染症流行に伴う臨時休園等の場合、当該感染症に罹患している園児及び登園停止期間中(または発症の恐れがある場合等の理由で登園を控えるべき状態)の園児は、原則として特別保育の対象外とする。

(4)保育料及び給食費の取扱い

安全確保のための一時的な対応であるため、日割り計算及び減免対応は実施しないものとする。